

瀬戸市告示第26号

令和4年瀬戸市告示第20号（地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した件）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
2 指定納付受託者に納付させる歳入等		2 指定納付受託者に納付させる歳入 (1) <u>市庁舎税務課窓口における手数料</u> (2) <u>市庁舎市民課窓口における手数料</u>
歳入の種類	指定した日	
<u>市庁舎税務課窓口における手数料</u>	<u>令和4年3月10日</u>	
<u>市庁舎市民課窓口における手数料</u>	<u>令和4年3月10日</u>	
<u>ノベルティ・こども創造館創作体験等材料実費</u>	<u>令和5年4月1日</u>	
		3 <u>指定納付受託者を指定した日</u> <u>令和4年3月10日</u>